農業委員会・企業の農地所有・農協改革など「農業改 革」に関する意見書

「農協改革」や「農業委員会の公選制廃止」などを含む政府の「農業 改革」は、農業関係者のみならず地域に大きな衝撃を与えています。 農業委員会の公選制を廃止することは、農地管理や農業振興に対す る農業者の意見表明の場を奪うこととなり、農業生産法人の要件緩 和と合わせ、企業の農地取得に道を開くことにつながります。

また、農協中央会の見直し、全農の株式会社化、さらには単位農協 から信用・共済事業を分離することは、農業を初めとする地域経済を 支え、地域のインフラ整備にも貢献している農協の役割をないがし ろにするものであり、地域経済や労働者の雇用にも重大な影響を与 えます。

本年11月6日には、農協中央会が自己改革を打ち出し、その実現 に取り組むことを発表したことを踏まえ、今後、JAグループ自らの 意志に基づく改革に期待するものであります。

今、食糧危機が心配される中、将来にわたって安全・安心な食料生 産・供給を可能とし、環境と調和のできる農業を目指し、それを支え る諸制度の充実、地域コミュニティの維持こそが重要であると考え ます。

よって、下記事項の実現を強く要請します。

記

- 「骨太方針2014」並びに「新成長戦略」に位置づけた「農業改 革」を中止すること。
- 2 農業改革に当たっては、農業の担い手を軸とし、同時に家族経営 も支援する諸制度の充実、農業委員会、農業協同組合の役割の強化 等、生産の振興と食料自給率の向上に資するものとすること。

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣

米価下落等への対応を求める意見書

平成26年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、再生 産に必要な「採算ライン」を大幅に下回るものとなっています。本市 においても、米の概算金8,400円で試算した場合、おおむね17 億9,000万円の減収が見込まれています。

これにより農地の集積を進めてきた大規模な担い手ほど影響は大 きく、この状況では、農業経営は立ち行かなくなり、本市の農業や稲 作農家の経営に甚大な打撃を与えるだけでなく、「新たな農業・農村 政策」の取り組みにも影響を及ぼすと考えられます。

農業者が営農意欲を失うことなく、持続的に農業に取り組める環 境を整備するためには、政府主導による米の需給及び価格の安定対 策が必要であり、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよ う、下記事項について強く要請します。

記

米過剰在庫緊急隔離対策を実施すること。

応を

- 2 平成26年産米の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)への十分 な対応をすること。
- 3 ナラシ対策については、米価動向により、補填対象、補填割合、算 定期間の拡大など特例的な措置を講ずること。
- 4 飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的、継続的な支援 の確保をすること。
- 5 将来展望の描ける総合的な水田農業政策を確立すること。

制定を求める意見書の

「手話言語法(仮称)」

提の

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣

▽「手話言語

きょく について 乗行動計画の等

▽花巻市新

意見書発議

本定例会では、3件の意見書案が提出されま した。本会議での審議の結果、すべて原案のと おり可決され、花巻市議会として内閣総理大臣 等に意見書を提出しました。

件名	提出者
「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書 の提出について	福祉常任委員会 (藤原晶幸委員長)
農業委員会・企業の農地所有・農協改革など 「農業改革」に関する意見書の提出について	産業建設常任委員会 (若柳良明委員長)
米価下落等への対応を求める意見書の提出 について	産業建設常任委員会 (若柳良明委員長)

「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書

手話は、音声言語と異なり、手や指、体などの動きや顔の表情 を使う、独自の語彙や文法体系を持つ言語です。聞こえる人たち の音声言語と同様にろう者にとって手話は、情報獲得とコミュ ニケーションの重要な手段であります。

しかしながら、ろう学校(聴覚支援学校)では手話が禁止され、 社会では、手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありま す。国内の聴覚支援学校では、今でも手話そのものを「科目」とし て学ぶ制度になっていません。

2006年12月の国連総会において、障害者に対する権利 保障の強化と実効性を上げるため、障害者権利条約が採択され、 この中に「手話は言語」であることが明記されました。

政府は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め 平成23年8月に成立した改正障害者基本法第3条第3項に 「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎 通のための手段についての選択の機会が確保される」こと、さら に、同法第22条には、国・地方公共団体は障害者に対する情報 保障施策を講じなければならないことが義務付けられているこ とから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に 周知し、聴覚障害者が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話 を使うことができる環境を整備する必要があります。

よって、「手話言語法(仮称)」を早期に制定されるよう強く要 望します。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚 【提出先】 生労働大臣、文部科学大臣

、傍聴席では、

 ∇ 改正



、本会議に

休日及び休暇 関する条例 ▽花巻市 例の ∇ 職 職員の採用等に関する条>花巻市一般職の任期付 花巻市 一部改正 勤務条件等 般職非常勤職

給与に関する条例 般職の の一場 部の

保険特別会計補正 平成26年度花巻市介 予 算

集落排水等汚水処理事

農業

(第2号)

特別会計補正予算

第

小暇に関するを 順員の勤務時間 に

傍聴席で手話通訳

円を追加するものです。それぞれ3992万8千挙費として、歳入歳出に 4号)について、原案のと会計補正予算(第3号・第平成26年度花巻市一般 6千円、 税と-700万円などです。 斉点検に対する県補助金 災として農業用ため池 入は県委託金、歳出は選 執行に要する経費で、歳 おり承認・可決しました。 4回衆議院議員総選挙の第3号補正予算は、第 、主な歳入は、地方交付第4号補正予算につい 平成26年度花巻市一 して 19 般会計総額 、農村地域防災減て19億9443万

8

本条例は、国民健康保 条例の一部改正 国民健康保険税

会

091万3千円を追加し、入歳出それぞれ、20億7費149万7千円など歳具合の検知機器の整備経てエフエム放送設備の不 560万円、防災費とした舎改築に係る測量経費建設費として大迫中学校845万3千円、中学校政組合への負担金19億7政組合への負担金19億7 億 9 般会計の総額を466 8 0万8千円とす 平成27年4月1日から施ようとするものであり、険税の税率の一部を改め

の第

として顧問弁護士に要請を定めるものです。 採用するため必要な事項

【照井 貸 成 討 論 明子 議員

行するものです。

るも

のです。

帯平均6864円の引きある。今回の改正は、1世ある。今回の改正は、1世は、市民の切実な願いで高い国保税の引き下げ

下げとなる。被保険者の所得区分では、所得区分では、所得区分では、所得区分では、所得区分であり、この低所得世帯への配慮も見られる。年金削減、消費税増税と市民ので、この引き下げは市民で、この引き下がは市る。 評価した

可決 市政につ しました。 す (1 编

ンが12月5日 シガカカカラフ 一部改正などの市長提出案計補正予算や花巻市国民健ました。本定例会では、平成2月5日に招集され12月184年回花巻市議会定例会(12 は 4 6 6 億 円

般質問を行いました。 の議案を原案のとおり可いほか、意見書案等の審議 険条例の一部改正などの市長度一般会計補正予算や花巻市で開かれました。本定例会では 会が 人の議員が登壇し、 意見書案等の審議を行い

ての

喊員体制を強 任期付·非常勤 集委員 0 差

一般職の任期付職員の採用

例を可決しました。 職員の採用等に関する条

務量の増加が見込まれる業務や、地要とされる業務や、地で専門的な知識経験に基づき、一定の期間に 務量の増加が見込まれる必要とされる業務や、業いて専門的な知識経験が基づき、一定の期間にお基の採用に関する法律に 貝の採用に関する法律に団体の一般職の任期付職この条例は、地方公共

ので、採用方法は競争試職員の任用を想定したもンターでの一般職非常勤 この 条例は、 、各振興、

業務等に

つ

いて、必要な

人材を任期付職員として

7ます。 用期間は1年以内験または選考でも 年以内として 選考であり、

い用験の職ン

とや、市職員の法務能力を高めることなどを目的に任期は5年以内として、弁護士のほか公認会計士の採用も考えるとしています。また、育児休業者に代わり任期付短時間勤務、職員は3年以内の任期で類別は3年以内の任期でが動職員は3年以内の任期でが動職員は3年以内の任期でが、一般であり、一般であり、一般であり、一般である条例を可決して、 まし とや、市職員の法務能力のる事案も多くなったこ

はなまき市議会だより ※次河 No.40 平成27年1月30日